

住民監査請求監査結果

平成26年12月 1 日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	5
5	主張する事実の要旨及び措置要求	8
第 2	要件の審査	10
第 3	監査委員の判断	10
第 4	監査の実施	12
1	請求人の証拠の提出及び陳述	12
2	監査対象事項等	13
第 5	事実関係の確認	14
第 6	監査の結果	16
第 7	監査の結論	17
第 8	監査委員の意見	17

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年10月6日

2 請求者

4人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件請求は、当市に於ける公金支出の適正度を調査した結果、その一部が関係法令や財務規則、社会通念や市民感情に反する、違法・不当な財務会計行為に該当すると思料される為、別紙事実証明資料を添えて住民監査を求めるものである。

その違法・不当行為に対して疑義を抱く端緒となったのは、情報公開請求により一部公開された当市の公文書並びに、千葉県印西市で公開されている公文書、さらには、平成26年10月3日付「秋田魁新報（以下「魁新聞」という）に掲載された本件に係る新聞記事のコピーであり、詳細は各案件に整理番号を付けてファイリングした別紙事実証明資料の通りである。

整理番号1. 平成25年8月7日～8日付千葉県印西市議との情報交換会について

1-1 室長のカラ出張問題について

平成26年10月3日付の魁新聞紙上で、総務企画部総務課秘書室主幹兼室長●●●●氏（以下「室長」という）が当該用務に於いて鷹の湯温泉に宿泊した事実はないことが判明した為、明白な違法行為が立証された。記事によると、室長自身が不実であることを認めていることから疑いの余地がない。

そもそも、交換会へも出席せず、翌朝早々より宿泊地近傍で他の用務があった訳でもなく、仮にあっても同じ湯沢市内であれば宿泊の必要性は全くなく、しかも、公用車運転日誌にも乗車履歴がないにもかかわらず、本件を含めた面妖かつ不可解な公金執行に対する説明責任を果たすようにとの我々の要請を受けて、平成25年10月28日付で総務課が設けた「市長交際費及び食糧費の支出に対する説明会」（会場：湯沢商工会議所2階の1室）の席で、室長は、「自家用車を使って宿泊地へと向かい、確かに鷹の湯温泉に宿泊した」旨の回答をしていたのだが、その時は虚偽の答弁をしていたわけだ。

斯様な「逃げ切り」を未然に防ぐ手立てとして『湯沢市職員等の旅費に関する条例』に宿泊時の領収書の添付義務を明文化し、かつ、『湯沢市職員の出

張に係る私用自動車の使用に関する要綱』第5条に規定する事前登録の手続きを厳格化して、さらには自家用車の公用使用時であっても、その履歴が公文書にきちんと記録されるような体制へと改善すべきである。

新聞記事では、室長が不実であったことを認めはしているが、しかし、疑問点が残る。不正経理によって室長には旅費の勘定科目から宿泊費が定額で9,800円、日当が1,300円の計11,100円が支出されているのだが、では、その金員をどう処理したのであろうか。不正請求によって先ずは有印公文書偽造が確定的だが、裏金としてプールしたのか、それとも室長個人が公金を横領したのであろうか。一事が万事、同様の不正行為が他にも存在するのであろうか。徹底的な真実の究明が強く求められる。

1-2 市長の不必要な宿泊及び、官官接待に類する嫌疑等について

次に湯沢市長齊藤光喜氏(以下「市長」という)についてであるが、交際相手方である千葉県印西市市議会議員●●●●氏(以下「●●氏」という)が印西市に提出した政務活動費事業実施報告書では、湯沢市の「まちの活性化」をテーマにした会合へ氏が飛び入りで参加し、その席で市長をはじめとした当市関係者と既に懇談する接点があった事実が確認されることから、わざわざ鷹の湯温泉に会場を移してまで交換会を開く必要性はないといえよう。であれば宿泊の必要性もなく、そもそも同じ湯沢市内の会場からは宿泊なしで帰ってくるのが社会通念として当然の理である。しかも、市長と●●氏が同一大学のOBである関係性から見ても、私的な会合であったといえ、本件は公金執行基準の妥当性を逸していると結論付けられる。

食糧費からは飲食代として別途10,000円が支出されており、人数の欄が空欄になっているのだが、●●氏の飲食代の一部を当市公費で賄っていたことが前記新聞記事で判明した。これは明白な官官接待に類する不適正な支出となる為、断じて食糧費を使って接待をするべきではない。

1-3 結論

以上のように、室長については明白なカラ出張である為、旅費から支出された宿泊料9,800円及び日当1,300円を市の損害と認定し、その合計額11,100円を市へ返還するよう勧告を出すことを強く求める。

市長の方は、交換会を開く合理性が担保されず、食糧費から支出された10,000円、さらには、宿泊の必要性がない案件である為、旅費から支出された宿泊料9,800円及び日当1,300円を市の損害と認定し、その合計額21,100円を市へ返還するよう勧告を出すことを強く求める。

1-4 当該案件が1年間の請求期限を超過した正当な理由

我々は以前、室長に対して宿泊の真偽について照会した際、氏は事実であるとの回答をしていたのだが、しかし、平成26年10月3日付の魁新聞の記事によりカラ出張が判明した為、当該案件の違法・不当行為を認識するのに時間を要した。

また、我々が情報公開請求した公文書は、文書の種類によって保存年限に差異はあるが、過去数年分の市長交際費や食糧費、報償費、旅費、公用車運転日誌等多岐に及び、関係書類が膨大かつ調査対象財務会計行為の妥当性を判断する為には、各種の公文書を突き合わせて精査する必要性に迫られることから、事務処理作業が煩雑になり、調査に時間を要した為である。

さらには、本件に関しては接遇相手方である●●氏側の公文書も含めて追加調査を要した為、問題点を知覚するのに更なる時間を要したことも大きな要因である。

整理番号2. 平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会について

当該案件は、市長と室長の2名が上記用務の目的で秋田市へと出張した際に、秋田キャッスルホテルに1泊していることを室長本人から回答を得ているのだが、公用車運転日誌(以下「日誌」という)の履歴を精査すると不可解な点が顕在化してくる。

車両番号【秋田300の7233】用の平成25年11月21日付日誌の前日最終km数は105,829kmとなっており、この日はP.M. 12:15～同12:35の時間帯に秘書課が市長と共に使用し、その際の走行距離が5kmと記されているのみである。従って、この日の最終的なトリップメーターの値は105,834kmであるはずだ。しかし、翌22日付の同車両の日誌に記載された前日最終km数は、106,002kmとなっており、168km分の記載漏れが生じている。

当該用務には高速道路を利用しており、記載漏れした距離数は丁度湯沢横手道路経由での秋田道使用時の当市と秋田市の往復分に相当すると思料される。つまり、11月22日付の前日最終距離数で記載漏れが発覚するということは、前日の21日で既に168km分を走行していることを意味し、このことから日帰りの用務であった嫌疑が浮上してくる。高速料金はETCカードで決済しており、その利用履歴が電子データ(または紙媒体)として残っている筈である。仮に、帰路分の決済日時が平成25年11月21日付であったとしたのであれば、明白な旅費の不正水増し請求の証拠となり得る為、監査に於ける最重要項目である。

不正が事実であった場合には、有印公文書偽造並びに、公金横領または裏

金工作となる為、徹底的な真実の追究が求められ、当該案件の為に旅費から支出された市長と室長の宿泊費9,800円×2名分、日当2,600円×2名分の計24,800円を市の損害と認定し、原状回復の為にかかる費用を市へと返還するよう勧告を出すことを強く求める。

整理番号3. 平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式について

当該案件では、上記用務の目的で市長と室長の2名が東京都へと出張した際に、市長が日帰り、室長のみが1泊しているのだが、室長の秘書としての立場を鑑みれば、釈然としない点が残る。一般的な感覚で捉えれば、秘書が市長と別行動をとる合理性がみえてこないからだ。本日付の新聞記事で室長のカラ出張が別件で判明したが、このことにより他の案件でも同一の不正行為があったのではないかとの嫌疑の目を向けざるを得ない状況となってしまっている。

旅費命令書並びに旅費請求書内の工程欄は、市長も室長も同一の内容となっており、また、室長の分の旅費請求書にはタクシーを利用した際の710円分の領収書が添付されており、市長の方にはそれがなく、常識的にタクシー等の支払いは秘書が行うという一般的な法則性から、用務先で同行動をとっていたことが伺える。

であれば、室長も市長同様日帰りの用務であったのではないのだろうか。仮にそれが事実であった場合、旅費の不正水増し請求となる為、旅費から支出された宿泊料10,900円並びに日当2,600円の計13,500円を市の損害と認定し、かかる金額を市へと返還するよう勧告を出すことを強く求める。

整理番号4. 平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務について

当該用務に於いて、市長、総務企画部総務課課長●●●●氏、室長の3名が、●●●●氏関係者1名(氏の次女)を交えて、本市奥小安大湯温泉「阿部旅館」にて情報懇談会を行い、それに伴い食糧費から36,545円を支出して会食を共にしているのだが、その内15,545円分が飲み物代として費消されており、おそらくはアルコールだろうと思料されるのだが、そうであれば社会通念上常識の範囲を逸脱する。

また、同旅館には懇談会終了後に室長のみが宿泊し、その理由を当人に直接照会した際「翌朝早々に●●●●氏関係者を秋田空港まで送迎する必要があった」旨の説明を受けたのだが、しかし、阿部旅館が発行した領収書には「日帰り利用」と記載されており、本当に宿泊したのかが疑わしい。

さらに、翌日の昼食を当市内の「稲庭うどん処 佐藤養助 養心館」で摂っており、その席には●●●●氏関係者と室長の他にも、運転手として稲川総合支所地域企画班の●●●●氏も同席している。昼食時に当市内に滞在している以上、室長には早朝に秋田空港へと送迎する用務はなかったと断定でき、他に運転要員が存在している以上は、送迎用務自体が存在しなかった可能性が極めて高く、室長の答弁はあまりにも信憑性に欠ける。こうなってくると旅費の不正水増し請求の疑いが浮上することから、徹底的な原因究明が求められる。

さらに、翌12月1日には養心館にて、●●●●氏関係者2名と室長、稲川総合支所地域企画班の●●●●氏の4名で昼食を共にした際、領収書の内訳に単価500円の生ビール×1、単価2,100円の白ワインフルボトル×1、単価1,450円の赤ワインハーフボトル×1を注文しており、勤務時間内でのアルコールの摂取していたことから、職業倫理に反する不適切なものといえる。

以上のように、本件支出は違法・不当な財務会計行為によるもので、食糧費から支出された2件分の飲食代の合計額47,415円並びに、旅費から支出された室長の宿泊料9,800円と日当2,600円の計12,400円の総計59,815円を市の損害と認定し、市へ返還するよう勧告を出すことを強く求める。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

整理番号1 平成25年8月7日～同8日付千葉県印西市議との情報交換会
当該資料の取り扱いに対する付則

当市側の公文書は、一般会計2款1項1目11節3細節需用費の内の食糧費(食糧費)、同2款1項1目9節(旅費)に係る会計書類の内、平成25年8月7日～同9日にかけての用務に関する支出負担行為件支出命令書、支出負担行為件支出命令集合明細書、旅費請求書、精算書、減額支出負担行為件戻入命令書、領収済通知書、原議書、支払決議書、領収書、公用車運転日誌、出張先での各種写真で構成される。

一方の千葉県印西市が保有する公文書は、●●氏が政務活動の一環として平成25年8月6日から8日にかけて本県を訪問した際のもので、支出証明書、領収書等貼付用紙、政務活動費事業実施報告書、政務活動費収支内訳書、領収書で構成され、前記資料一式を別紙事実証明資料として提出する。

なお、印西市の情報公開条例第5条各号では、公開請求権者を印西市民や市との利害関係者等に限定してはいるものの、同条例の第21条に規定する「任意的な開示」では、請求権者を市民等に限定してはいない。また、

本件請求に添付する●●氏に係る公文書は、印西市在住の方より資料を提供していただいたもので、斯様な公文書を他の自治体に居住する者が使用することに何ら制限はないことを、印西市総務情報管理課に確認済みである。

ところで、本件は連続的な用務により、「千葉県印西市議との情報交換会(以下「交換会」という)」、「新庄・湯沢地域高規格幹線道路建設促進同盟会要望活動」、「首都圏企業訪問」の各案件が複合的に一括処理で決済されており、本件には何ら関係のない公文書も別紙事実証明資料の中に添付せざるを得ないのだが、請求の対象となるのは、あくまで平成25年8月7日、8日分の交換会に伴う支出で、交換会場及び宿泊先となった湯沢市秋の宮温泉郷『鷹の湯温泉』での飲食代10,000円(領収書の添付あり)、市長と室長の宿泊料9,800円×2名分(共に領収書の添付なし)、宿泊によって発生した1日分の日当1,300円×2名分が違法・不当な財務会計行為に該当すると思料される為、その合計額32,200円が本件請求の対象である。

- ① 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し 1枚
(平成25年7月30日命令日 期間8月7日から8月9日まで)
- ② 原議書の写し1枚 3同盟会合同要望会について(復命書)
(発議 平成25年8月12日)
- ③ 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1枚
(起案 平成25年8月5日 支払年月日 平成25年8月8日 前渡資金整理簿記載 平成25年8月5日)
上記に添付された利用領収明細書(鷹の湯温泉)の写し 1枚
- ④ 湯沢市公用車運転管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し 3枚
(平成25年8月7日、8日 車両番号 「秋田501そ175」) 2枚
(平成25年8月8日 車両番号 「秋田300の7233」) 1枚
- ⑤ 新庄・湯沢地域間高規格幹線道路建設促進同盟会からの要望活動(平成25年8月7日から9日まで)についての日程等案内文書の写し1枚及び写真の写し3枚
- ⑥ 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(決裁日平成25年8月2日 支出命令番号18217-18218)及び支出負担行為兼支出命令集合明細書の写し 1枚
- ⑦ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 1枚
(平成25年8月1日請求日 期間8月7日から8月9日まで)
- ⑧ 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 2枚
(決裁日平成25年8月12日 支出命令番号18217, 18218)上記に添付された旅行命令書の写し1枚及び領収書の写し 3枚

⑨ 湯沢市財務規則に基づく減額支出負担行為兼戻入命令書の写し1枚及び領収済通知書の写し1枚(決裁日平成25年8月12日 支出命令番号18218 戻入枝番 1)

⑩ 領収書等貼付用紙(印西市市議●●氏の来湯の際の旅費)の写し1枚、支出証明書の写し1枚、政務活動費事業実施報告書の写し3枚、政務活動費収支内訳書の写し1枚、御請求書の写し1枚、領収書の写し1枚

⑪ 平成26年10月3日付秋田さきがけ新聞の写し 1枚

整理番号2 平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会

① 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 1枚
(平成25年11月13日請求日 期間11月21日から11月22日まで)

② 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令集合明細書の写し1枚(支出命令番号 33634 33635)

③ 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 2枚
(決裁日平成25年11月26日 支出命令番号33634 精算枝番1) 1枚
(決裁日平成25年11月26日 支出命令番号33635 精算枝番1) 1枚

④ 湯沢市公用車運転管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し 1枚
(平成25年11月21日 22日 車両番号 「秋田300の7233」)

整理番号3 平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式

① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 2枚
(決裁日平成25年11月5日 支出命令番号31479) 1枚
(決裁日平成25年11月5日 支出命令番号31481) 1枚

② 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し 2枚
(平成25年10月21日命令日 期間11月1日から11月1日まで) 1枚
(平成25年10月21日命令日 期間11月1日から11月2日まで) 1枚

③ 原議書の写し1枚 間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書調印式について(復命書)(発議 平成25年11月6日)

④ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 2枚
(平成25年11月5日請求日 期間11月1日から11月1日まで) 1枚
(平成25年11月5日請求日 期間11月1日から11月2日まで)及び領収書の写し 1枚

⑤ 「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書」調印式への出席について(依頼)(平成25年11月1日開催)の案内文書の写し1枚及び添付された写真の写し5枚、調印式実施概要の写し1枚

整理番号4 平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との
情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務について

- ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 4枚
(決裁日平成25年11月30日 支出命令番号37871)及び出席者名簿並びに御請求書の写し 各1枚
(決裁日平成25年12月5日 支出命令番号37096)及び出席者名簿並びにご請求明細書の写し 各1枚
(決裁日平成25年11月22日 支出命令番号35283) 1枚
(決裁日平成25年11月26日 支出命令番号35680) 1枚
- ② 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費命令書の写し 1枚
(命令日 平成25年11月21日 期間11月30日から12月1日まで)
- ③ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行依頼書の写し 2枚
(命令日 平成25年11月26日 期間11月30日から12月1日まで)及び受領書の写し 各1枚
- ④ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 1枚
(平成25年11月22日請求日 期間11月30日から12月1日まで)
- ⑤ 湯沢市公用車運転管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し 1枚
(平成25年11月31日 12月1日 車両番号 「秋田300の7233」)
- ⑥ 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 2枚
(決裁日平成25年12月2日 支出命令番号35680 精算枝番1) 1枚
(決裁日平成25年12月2日 支出命令番号35283 精算枝番1) 1枚

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

(1) 平成25年8月7日～同8日付千葉県印西市議との情報交換会について

本請求で請求人は、平成25年8月7日市内鷹の湯温泉で開催の「千葉県印西市議との情報交換会」の際の秘書室長の旅費について、新聞記事では秘書室長は宿泊していないと本人も認めていることから、旅費から支出された宿泊料9,800円及び日当1,300円を市の損害と認定し、その合計額11,100円を市へ返還するよう勧告を出すことを強く求めている。

また、市長については、交換会を開く合理性が担保されず、食糧費から支出された10,000円さらには、宿泊の必要性がない案件である為、旅費から支出された9,800円及び日当1,300円を市の損害額と認定し、その合計額21,100円を市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

- (2) 平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会について

本請求で請求人は、平成25年11月21日秋田市で開催の「林活議連全市町村議会結成記念祝賀会」に市長、秘書室長が出席し秋田市内のホテルへ宿泊しているとの回答を得ているとし、旅費請求書では、秋田市へは公用車を使用し行くこととなっているが、公用車運転日誌には、その記載事実がない。また、11月22日の公用車運転日誌には秋田市往復の距離分に相当する記載漏れがある。

このことにより、宿泊用務であったことに疑義が生じ、不正があった場合には、旅費から支出された市長と室長の宿泊費9,800円×2名分、日当2,600円×2名分の計24,800円を市の損害と認定し、これを市へと返還する勧告を出すことを強く求めている。

- (3) 平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式について

本請求で請求人は、平成25年11月1日東京都港区役所で開催の「国産材の活用促進に関する協定書」調印式へ出席する用務で市長、秘書室長は出張している。市長と秘書室長の出張の目的が同じであるが、市長は日帰り、秘書室長は宿泊している。市長と秘書室長が別行動をとる合理性がみえてこないため疑義が生じ、秘書室長も市長同様日帰りの用務と推察されるため、旅費から支出された秘書室長分の宿泊料10,900円並びに日当2,600円の計13,500円を市の損害と認定し、これを市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

- (4) 平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務について

本請求で請求人は、平成25年11月30日当市奥小安大湯温泉「阿部旅館」で開催の情報懇談会の際4名(市長、総務課長、秘書室長、●●●●氏の次女)で会食し、食糧費から支出された36,545円の内、飲み物代として請求書に記載されている15,545円はアルコールと思料され、この行為は社会通念上常識の範囲を逸脱していると主張している。

平成25年11月30日当市奥小安大湯温泉「阿部旅館」に市の関係者で、宿泊したのは秘書室長だけであり、情報懇談会の請求書には「日帰り利用」と明記されている。翌日(12月1日)の昼食会場は、当市内の「稲庭うどん処 佐藤養助養心館」であり、運転手も同席している状況から秘書室長は、早朝に来湯者を秋田空港へ送迎する用務はなかったと判断でき、他の運転要員が存在している以上、送迎用務自体が存在しなかった可能性が高く、旅費の不正水増し請求の疑いがあるとしている。

また、12月1日養心館において4名(●●●●氏関係者2名、秘書室長、稲川総合支所地域振興班●●業務員)で昼食(事実証明書の支出負担行為兼支出

命令書の写しより10,870円)をした際、勤務時間内でアルコールの摂取をしていたことから職業倫理に反する不適正なものといえりと主張し、本件支出は違法・不当な財務会計行為によるもので、食糧費から支出された2件分の飲食代の合計額47,415円並びに、旅費から支出された室長の宿泊料9,800円と日当2,600円の計12,400円の総計59,815円を市の損害と認定し、市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年10月15日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、(1)平成25年8月7日～同8日付千葉県印西市議との情報交換会については、却下することとした。(2)平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会について及び(3)平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式について並びに(4)平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務については、これを受理した。

第3 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、(1)については、新聞記事では秘書室長は宿泊していないと本人も認めていることから、旅費から支出された宿泊料等を市の損害と認定し、その合計額11,100円を市へ返還するよう勧告を出すこと。

また、市長については、交換会を開く合理性が担保されず、食糧費から支出された10,000円さらには、宿泊の必要性がない案件である為、旅費から支出された宿泊料等を市の損害額と認定し、その合計額21,100円を市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

また、(2)について旅費計算書では、秋田市へは公用車を使用し行くこととなっているが、公用車運転日誌には、その記載事実がない。また、11月22日の公用車運転日誌には秋田市往復の距離分に相当する記載漏れがある。

このことにより、宿泊用務であったことに疑義が生じ、不正があった場合には、旅費から支出された市長と室長の宿泊費等計24,800円を市の損害と認定し、これを市へと返還する勧告を出すことを強く求めている。

次に(3)について、市長と秘書室長の出張の目的が同じであるが、市長は日帰り、秘書室長は宿泊している。市長と秘書室長が別行動をとる合理性がみえてこない

ので疑義が生じ、秘書室長も市長同様日帰りの用務と推察されるため、旅費から支出された秘書室長分の宿泊料等13,500円を市の損害と認定し、これを市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

次に(4)について、情報懇談会の際4名(市長、総務課長、秘書室長、●●●●氏の次女)で会食し、食糧費から支出された36,545円の内、飲み物代として請求書に記載されている15,545円はアルコールと思料され、この行為は社会通念上常識の範囲を逸脱していると主張している。

また、「阿部旅館」に市の関係者で、宿泊したのは秘書室長だけであり、情報懇談会の請求書には「日帰り利用」と明記されている。秘書室長が宿泊した理由の説明に疑義をいただいている。翌日(12月1日)の昼食会場は、運転手も同席している状況から秘書室長は、早朝に来湯者を秋田空港へ送迎する用務はなかったと判断でき、他の運転要員が存在している以上、送迎用務自体が存在しなかった可能性が高く、旅費の不正水増し請求の疑いがあるとしている。

また、12月1日養心館において4名(●●●●氏関係者2名、秘書室長、稲川総合支所地域振興班●●業務員)で昼食(事実証明書の支出負担行為兼支出命令書の写しより10,870円)をした際、勤務時間内でアルコールの摂取をしていたことから職業倫理に反する不適正なものといえると主張し、本件支出は違法・不当な財務会計行為によるもので、食糧費から支出された2件分の飲食代の合計額47,415円並びに、旅費から支出された室長の宿泊料9,800円と日当2,600円の計12,400円の総計59,815円を市の損害と認定し、市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

本件監査請求が、地方自治法第242条の要件を満たしているか否かを検討する。

地方自治法第242条第2項では「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

本請求で(1)の当該行為のあった日は、平成25年8月7日と8日であり本請求書を本事務局へ提出した日については、平成26年10月6日であるため当該行為のあった日から1年以上経過しているものであり、請求人が情報公開により関係書類が膨大で事務処理作業が煩雑になり、調査に時間を要した等との主張は「正当な理由」には該当しないものである。

よって、本請求の(1)平成25年8月7日～同8日付千葉県印西市議との情報交換会についての件については、地方自治法第242条に定める適法な住民監査請求には当たらないと判断した。

また、(2)平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会について(3)平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式について(4)平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招

待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務については、要件を満たしているため監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年11月4日に証拠の提出及び、平成26年11月5日に陳述の機会を設けこれを実施した結果、次の証拠の提出及びその内容についての陳述があった。

(1) 提出された文書(※原文のとおり)

平成26年10月6日付住民監査請求(湯沢市職員措置請求)に関する証拠書類の提出

1. 事件の表示

本文書は、表題の日付で提出した「湯沢市湯監収26、10、-6第57号」に於ける湯沢市職員措置請求案件に対する事実証明資料の追加を明示した文書である。

2. 該当事件の表示

1. 整理番号3 該当資料の提出について

当該用務は、平成25年11月1日～同2日付「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式」である。

当該案件について、平成25年11月1日付「書画展(11/20～12/5開催)に係る寄贈者との最終打合せ」の際に食糧費から支出された10,110円の会食代に係る支払決議書及び別紙出席者名簿を新たな事実証明資料として本日付で提出する。

2. 整理番号4 該当資料の提出について

当該案件は、平成25年11月30日～同12月1日付「●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務」である。

当該案件について、平成25年12月19日付で支出された「11月分タクシー代(市長・副市長分)」37,000円に係る支出負担行為兼支出命令書、使用タクシー会社発行の領収書を、新たな事実証明資料として提出する。

なお、領収書の内訳に於いて、当該案件に該当するのは「11月30日付大湯～三又(市長)5,000円」の部分である。

3. 請求者(住所省略)
4人(氏名省略)

平成26年11月5日

秋田県湯沢市監査委員 御中

上記文書と一緒に提出された書面

1 整理番号3 該当資料の提出について

- ① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書及び領収証の写し 各1枚
(起案 平成25年11月1日 支払年月日 平成25年11月1日
前渡資金整理簿記載 平成25年11月1日)

- ② 上記に添付された出席者名簿の写し 1枚

2 整理番号4 当該資料の提出について

- ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(決裁日平成25年12月9日 支出命令番号39184)
- ② 上記に添付された請求書の写し 1枚

(2) 陳述の概要

陳述人は、上記文書により内容を説明し平成25年11月1日付「書画展(11/20～12/5)開催に係る寄贈者との最終打合せ」の際出席者名簿により、夕食に市長も一緒に出席するとすれば、秘書室長は宿泊する必要がないのではないかと主張した。

次に平成25年12月19日付で支出された「11月分タクシー代(市長・副市長分)37,000円に係る支出負担行為兼支出命令書の領収書内訳で「11月30日付大湯～三又(市長)5,000円」の部分では、秘書室長は三又に居住している為宿泊していない疑惑があり、宿泊していないとすれば宿泊費等の返還を求めると主張した。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により次の3点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

- ① 平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会について
- ② 平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関

する協定締結式について

- ③ 平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務について

(2) 監査対象部局

総務部総務課及び稲川総合支所を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- ① 平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会については、次のとおり判明した。

総務課職員からの事情聴取によると、平成25年11月21日午後6時から秋田キャッスルホテルで開催の「林活議連全市町村議会結成記念祝賀会」へ市長・秘書室長が公用車により高速道路を使用し会議へ出席、市長は公務多忙であったため祝賀会終了後会場であった秋田キャッスルホテルに市長・秘書室長が宿泊したとのことであった。

市長・秘書室長が使用した公用車のETCコーポレートカード利用明細書(平成25年11月分)を調査したところ11月21日(十文字本線→秋田中央)、翌22日(秋田中央→十文字本線)に利用明細に記載されていることを確認した。

公用車運転日誌の記載欄には、市長と秘書室長が11月21日及び同22日秋田市へ出張していた記載はないことについて確認したところ、11月22日は秋田市から朝、当市役所へ直接出勤した。直ちに市長は建設関係用務のため、秋田市から戻るために使用した公用車を引き続き使用し、建設課職員と共に雄勝地域振興局へ立ち寄ってから秋田市へ向かったため、公用車運転日誌に記入する機会を逸してしまったとのことであったことが判明した。

- ② 平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式については、次のとおり判明した。

総務課職員からの事情聴取によると、平成25年11月1日午後2時から東京都港区役所で開催の「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書」調印式へ市長・秘書室長が出席した。市長・秘書室長の旅費請求書には、調印式の用務だけが記載されており、市長は日帰りの出張であり、秘書室長は、宿泊しなければならない用務があったのかとの疑義について、秘書室長は平成25年11月20

日～12月5日湯沢文化会館において「●●●●氏書画展」を開催する為、11月1日午後8時から●●●●氏の次女と会食しながら打ち合わせをするため宿泊する必要があったとのことであった。その経費については食糧費から支出したとのことであったので、それを証する書類を提出するよう求めた。後日、支払決議書の写しにより経費を確認したが、出席者については、3名(寄贈者、市長、秘書室長)であったため、午後8時から打合せとのことであったので市長は日帰りできない疑問が生じたため再度事情聴取(11月5日)をすることとした。

このことについての職員からの事情聴取(11月5日)は、市長は当初参加する予定であったが、当日の打合せには参加せず、次女と秘書室長と2人で打合せした。3人参加したとの記載については事務的なミスであったとのこと。秘書室長の宿泊先は、京急EXイン品川駅前ホテルに宿泊したとのことであったので、京急EXイン品川駅前ホテルに宿泊証明について依頼し、ホテルより宿泊した事実証明を得た。このことにより宿泊の事実を確認した。

- ③ 平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務については、次のとおり判明した。

総務課職員等からの事情聴取によると、●●●●氏書画展開催期間中(11/20～12/5)である11月30日(土)に●●●●氏の次女を当市へ招待し、宿泊先である「阿部旅館」において午後6時から午後9時まで情報懇談会を開催したとのことである。懇談会の経費については、総務課食糧費から湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書により懇談会会場である「阿部旅館」へ36,545円(4名分の経費)を支出していることを確認した。出席者は、●●●●氏の次女、市長、総務課長、秘書室長、●●●●氏の弟子の計5名であるが、●●●●氏の弟子は当市では招待していない為、懇談会時のお膳等の経費については、別会計により弟子が自分の分を支払ったとのことである。

日程等については、11月30日●●●●氏の次女を書画展が開催されている湯沢文化会館へ案内し、その後阿部旅館、翌日(12/1(日))は、●●●●氏の生家がある稲川(大館)地域、川連漆器伝統工芸館等を案内し、当市にある「佐藤養助 養心館」で昼食を提供し、秋田空港へ送ったとのことであった。昼食の経費については、総務課食糧費から湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書により昼食会場である「佐藤養助 養心館」へ10,870円支出していることを確認した。出席者は、次女、弟子、秘書室長、稲川総合支所業務員の4名である。

11月30日の情報懇談会会場への移動については、公用車を使用し情報懇談会終了後、市長と総務課長の2名は、タクシー代行により市長の自宅、総務課長の自宅を経由し、秘書室長の自宅へ公用車を移動した。秘書室長は「阿部旅館」に宿泊したとのことであった。12月1日の公用車の使用状況は、午前9時頃稲川総合支所地域振興班●●●●業務員が秘書室長の自宅へ公用車を取りに行き、招待者が宿

泊している「阿部旅館」から次女、秘書室長、弟子が乗車し市内を案内し「佐藤養助 養心館」で昼食をとり弟子については、昼食後湯沢駅(14:15)へ送迎し、次女については、秘書室長と共に秋田空港(16:00)へ送り、当市へは18時に戻ったとのことであった。秘書室長が宿泊した「阿部旅館」に宿泊証明書の依頼をし、宿泊した事実証明を得た。このことにより宿泊の事実を確認した。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- ① 平成25年11月21日～同22日付林活議連全市町村議会結成記念祝賀会について
本請求書で請求人は、11月21日の公用車運転日誌には記載がなく、翌22日に秋田市往復の距離分に相当する記載漏れがあるこのことにより、宿泊用務であったことに疑義が生じ、不正があった場合には、旅費から支出された市長と室長の宿泊費等計24,800円を市の損害と認定し、これを市へと返還する勧告を出すことを強く求めている。

宿泊の事実関係については、職員からの事情聴取及びETCコーポレートカード利用明細書を調査したところ11月21日(十文字本線→秋田中央)、翌22日(秋田中央→十文字本線)に利用明細に記載されており、利用していることを確認した。

また、公用車運転日誌の記載については、上記により記入する機会を逸してしまったとのことであった。

このことから、宿泊しているものであり、違法・不当なものではなく、本件請求には理由がないものである。

- ② 平成25年11月1日～同2日付間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定締結式について

本請求書で請求人は、市長と秘書室長の出張の目的が同じであるが、市長は日帰り、秘書室長は宿泊している。市長と秘書室長が別行動をとる合理性がみえてこないことで疑義が生じ、秘書室長も市長同様日帰りの用務と推察されるため、旅費から支出された秘書室長分の宿泊料等13,500円を市の損害と認定し、これを市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

秘書室長の宿泊しなければならなかった用務については、「●●●●氏書画展」を開催する為、11月1日午後8時より打ち合わせをしなければならなかったためである。また、宿泊したホテルより宿泊証明を得ている。

このことから、東京都内のホテルに宿泊しているものであり、違法・不当なものではなく、本件請求には理由がないものである。

③ 平成25年11月30日～同12月1日付●●●●氏書画展招待者との情報懇談会及び昼食会、送迎等関連用務について

本請求書で請求人は、情報懇談会の際4名(市長、総務課長、秘書室長、●●●●氏の次女)で会食し、食糧費から支出された36,545円の内、飲み物代として請求書に記載されている15,545円はアルコールと思料され、この行為は社会通念上常識の範囲を逸脱していると主張している。

また、「阿部旅館」に市の関係者で、宿泊したのは秘書室長だけであり、情報懇談会の請求書には「日帰り利用」と明記されている。秘書室長が宿泊した理由の説明に疑義をいただいている。翌日(12月1日)の昼食会場は、運転手も同席している状況から秘書室長は、早朝に来湯者を秋田空港へ送迎する用務はなかったと判断でき、他の運転要員が存在している以上、送迎用務自体が存在しなかった可能性が高く、旅費の不正水増し請求の疑いがあるとしている。

また、12月1日養心館において4名(●●●●氏関係者2名、秘書室長、稲川総合支所地域振興班●●業務員)で昼食(事実証明書の支出負担行為兼支出命令書の写しより10,870円)をした際、勤務時間内でアルコールの摂取をしていたことから職業倫理に反する不適正なものといえると主張し、本件支出は違法・不当な財務会計行為によるもので、食糧費から支出された2件分の飲食代の合計額47,415円並びに旅費から支出された室長の宿泊料等計12,400円の総計59,815円を市の損害と認定し、市へ返還する勧告を出すことを強く求めている。

11月30日阿部旅館を会場として開催された情報懇談会の経費36,545円一人当たり換算すると9,137円(端数切上)、翌日の昼食の経費10,870円一人当たり換算すると2,718円(端数切上)であるのが、当市へ書画等を寄贈された方であり遠方からの来客の対応等を考慮すると社会通念上許される範囲を逸脱しているとは言えない。

また、秘書室長の「阿部旅館」への宿泊については、宿泊先から宿泊証明により宿泊している事実を確認している。

このことから、違法・不当なものではなく、本件請求には理由がないものである。

第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきであり、伝票の処理に当たっ

ては記載事項に誤りがないか等十分に意を用いて適切に処理すべきである。

旅費に関しては、公務上必要である場合には、旅行命令書にその旨を記載すべきであり適切な対応を望むものである。

また、公用車運転日誌を調査したが未記載の箇所もあり、今後適切な事務処理を行うべきものである。